

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成27年10月26日  
(平成27年9月受付分)



平成27年9月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計7件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆フィルタリングしていたのにアダルトサイトにつながった？

### 事例①

中学生の息子が携帯電話の漫画サイトで「18歳未満」を選択したところ、いきなりアダルトサイトに登録完了となり、10万円ほどの請求を受けた。

フィルタリングは携帯電話会社をお願いして設定しているはずなので、アダルトサイトにアクセスできるとは思わなかった。(14歳 男性)

### 事例②

携帯電話でいろいろなサイトを見ているうちに、アダルトサイトにつながった。フィルタリングをかけているので大丈夫だろうと思い、興味本位でクリックしたら登録になってしまい、料金請求画面が出た。(15歳 女性)



## アドバイス

- 携帯電話に、有害なサイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能を設定しているにもかかわらず、アダルトサイトにつながり利用料金などを請求されたという相談が多く寄せられています。
- フィルタリングは制限の強さによっていくつかのタイプが用意されていますが、厳しいものでも有害サイトへのアクセスを100%防げるわけではありません。
- 有害サイトから子どもを守るため、フィルタリングサービスは必ず利用しましょう。その上で、フィルタリングが万能ではないことを認識し、むやみにクリックしないこと、何かあったらすぐ親に相談することなど、日ごろから家族でインターネットの使い方についてよく話し合っておきましょう。
- アダルトサイトなどで料金を請求されるなどのトラブルにあったときは、消費生活センター等に相談しましょう。

## ◆その他にはこんな相談も…

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第42号」より抜粋

年齢	相談内容
10	小学生の息子がスマートフォンを触っていたので気になっていたが、強制執行するというメールが届いた。どうすればよいか。
14	中学生の息子がゲーム機で年齢確認をクリックしたらアダルトサイトに登録され高額請求を受けた。どうすればよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)